

大阪、昭 49 不 2、昭 51. 4. 9

命 令 書

申立人 総評大阪一般合同労働組合

被申立人 株式会社 一富士

主 文

- 1 被申立人は、A 1 に対する昭和 48 年 10 月 20 日付け配置転換命令がなかったものとして取扱わなければならない。
- 2 被申立人は、速やかに O. L. B クラブとの間に給食業務の委託に関する契約を締結した上、大阪労働金庫事業所を再開しなければならない。
ただし、上記契約が本命令書受領の日から 1 カ月以内に成立しない場合は、被申立人は、A 1 が希望する事業所の原職相当職へ配置転換しなければならない。
- 3 被申立人は、下記陳謝文を速やかに申立人に手交しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当社は、昭和 48 年 10 月 20 日、大阪労働金庫事業所を閉鎖しましたが、この行為は労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝するとともに、今後このような行為を繰返さないことを誓約します。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人株式会社一富士（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、各会社・官公庁の給食の請負、仕出弁当の製造・販売を営む株式会社であり、本件審問終結当時、その従業員数は約1,700名、事業所数は約170ヵ所である。

(2) 申立人総評大阪一般合同労働組合（以下「組合」という）は、大阪府下の中小零細企業に働く労働者約500名によって組織されている合同労組であり、会社には組合の下部組織である一富士支部（以下「支部」という）が従業員約10名をもって組織されている。

なお、支部組合員は、ほとんど、大阪国際ビルディング事業所（大阪市東区安土町）に所属している。

(3) 申立外大阪労働金庫（大阪市東区北国分町に所在する、以下「金庫」という）は、同所に本店を置き、その会員の預金等の受入れ並びに会員に対する資金の貸付等の事業を目的とし、労働金庫法に基づいて設立された法人である。

昭和46年10月1日、金庫の職員の福利・共済組織であるO.L.Bクラブ（任意団体）は、その加入者等に利用させる目的で、会社と給食業務の委託に関する契約（以下「委託契約」という）を締結し、これに基づいて会社は金庫において食堂を開設した。

2 本件に至るまでの組合と会社との労使関係について

(1) 48年3月24日ごろ、金庫の食堂に勤務していた会社従業員のA2（以下「A2」という）及びA1（以下「A1」という）らは、組合に加入するとともに支部を結成し、両人はそれぞれ支部長、副支部長に就任した。

(2) 同月26日午前9時40分ごろ、組合書記長A3、総評大阪地方評議会オルグA4、A2及びA1らは、会社に対し支部結成の旨を通告し、かつ、支部組合員の労働条件改善等に関する要求事項について団体交渉を申込むため会社を訪れたところ、会社の

部長らは、上記組合員等と対応することを嫌い、これを避けるため不在を装った。

このため上記組合員等は、同日午前9時40分ごろから翌27日午後4時30分ごろまで会社内に居すわったが、会社はこれをとらえA2及びA1を欠勤したものとして扱い同月26日の賃金をカットした。

(3) 3月28日、4月6日及び同月16日、組合と会社は、上記要求事項に関し団体交渉を行ったが、何ら実質的な話し合いはなされなかった。しかも会社は、4月6日の団体交渉において交渉人員・交渉時間の制限等を申入れ、更に同月16日の団体交渉において何ら必要としない支部組合員名簿の提出を求め、組合がこれに応じなかったため、その後団体交渉を一切拒否した。

(4) 5月7日、組合は、上記(2)及び(3)の事実に関し、当委員会に不当労働行為救済申立てをした(48年(不)第22号事件)。

(5) 5月24日、上記不当労働行為救済申立事件の補佐人であるA2は、無断で職場を離れ同事件の当委員会における調査に出席した。これに対し会社は、同人に対し口頭で注意し、かつ、始末書の提出を求めたが、同人がこれに応じなかったため同人を譴責処分に付した。

(6) 6月13日、組合は、上記(5)等の事実に関し、当委員会に不当労働行為救済申立てをした(48年(不)第36号事件)。

(7) 49年3月2日、当委員会は、上記48年(不)第22号・同年(不)第36号併合事件について、組合の主張をほぼ全面的に認める救済命令を発した。

3 委託契約について

(1) 46年10月1日、前記のとおり、会社はO.L.Bクラブと委託契約を締結し、調理師としてA2を、盛付け等の作業員としてA1をそれぞれ金庫の食堂に勤務させた。

(2) 委託契約の内容は、次のとおりである(原文のまま)。

契 約 書

O.L.Bクラブ(以下甲と称す)と株式会社一富士(以下乙と称す)とは下記の契約を締結し当事者双方其の誠実な履行を確約する。

第1条 甲は甲の従業員及び甲の認めた外来者に供するための給食業務の一切を乙に委託する。

第2条 (略)

第3条 甲は乙の給食運営上必要とする施設、什器、備品、器具、其の他附属品の全てを無償で乙に貸与し修理補充する。尚、給食業務のために要する水道、光熱、電気、洗剤、消毒液、消耗品、茶の葉、公用電話代を乙に無償で支給する。

第4条～第6条 (略)

第7条 乙は甲に供給する給食の1食単価は別紙による。但し物価、食数等に著しい変動ある場合は甲乙協議の上、これを改訂する。

第8条～第10条 (略)

第11条 本契約期間は契約締結の日より向う1年間とする。

本契約満了の1ヶ月前迄に甲乙いずれも異議がないとき、本契約は自動的に更新され、継続されるものとする。

第12条 前記の契約条項に付き、甲乙いずれかより異議の申立てがあった場合は、契約期間中であっても甲乙協議の上、契約条項の一部又は全部を改訂若しくは解約することができる。

この契約締結の証として本契約書式通を作成し、甲乙各々壱通保有する。

昭和46年10月1日

大阪市東区北国分町

甲 O.L.Bクラブ

会長 C1

大阪市福島区上福島中

乙 株式会社一富士

取締役社長 B1

別紙 (略)

4 委託契約の改訂について

- (1) 委託契約の条項中、一食当りの単価に関する条項は次のとおり改訂された。

一食当り単価

46 年 10 月 1 日	110 円
---------------	-------

(契約締結時)

47 年 8 月 7 日	130 円
--------------	-------

48 年 6 月 18 日	190 円
---------------	-------

- (2) 委託契約締結時から同契約が解約された前月（48 年 9 月）までの月間平均食数は、2,240 余食であった。

- (3) 48 年 6 月 18 日の委託契約の改訂に際し、会社及び O. L. B クラブは、一食当り単価を前記のとおり改訂するとともに、月間食数が 2,500 食に満たない場合は O. L. B クラブがその差に相当する金員を会社に支払う旨（以下「食数保証」という）を約した。

なお当時、金庫は同年 9 月ごろに金庫天王寺支店を開設しそれに伴い金庫から約 20 名の配置換えを予定していた。

このため金庫天王寺支店開設時に、会社及び O. L. B クラブは、配置換えに伴う食数減少に基づいて上記食数保証について再度協議する旨約束した。

同年 10 月 8 日、上記支店を開設した。

5 委託契約の解約について

- (1) 48 年 9 月 19 日ごろ、会社第 6 事業部業務課長 B 2（以下「B 2 課長」という）は、O. L. B クラブ事務局職員 C 2（以下「C 2」という）に対し、「利用者が減少しても、現在の食数保証を維持してもらいたい」、「金庫事業所は、会社にとって採算上あまり良いところではないので、委託契約の内容がこれ以上悪くなるのであれば、委託契約を継続することは難しい」と述べた。

これに対して C 2 は、利用者の減少に伴い原材料費も減少することを理由として「少なくとも現在の食数保証を減らしたい」と述べた。

- (2) 9 月 22 日、B 2 課長は O. L. B クラブ会長 C 3（以下「C 3 会長」という）及び

C 2 に対し、同月 30 日で委託契約を解除したい旨申入れた。

このとき B 2 課長が C 3 会長らに説明した解約の理由は、①金庫周辺の会社事業所が皆無となり、原材料等の運搬に要する経費が割高になること、②前記食数保証が維持されないこと等により採算がとれなくなるということであった。

なお当時、金庫周辺においては、金庫事業所が所属する第 6 事業部所属の事業所は他に一カ所存在していたが、契約解約の話し合いがなされており結局 12 月 20 日その事業所は閉鎖された。

しかし、他の事業部に所属する事業所（例えば、合同庁舎 1 号館食堂等）は、存在していた。

これに対し C 3 会長は、B 2 課長に一食単価がいくら位であれば委託契約を継続できるか尋ねたが、B 2 課長は話にならない位高くつくというだけで具体的な価格を示さなかった。

このため C 3 会長らは、金庫天王寺支店開設後に継続して話し合いをしようと述べ、B 2 課長もこれを了承した。

(3) 10 月 8 日、B 2 課長は、C 2 に対し、10 月 20 日で委託契約を解約したい旨申入れた。

(4) 10 月 9 日、B 2 課長は、再び C 3 会長に対し、10 月 20 日で委託契約を解約したい旨申入れた。このときも、B 2 課長は従前と同趣旨の解約理由を説明しただけで、C 3 会長が、一食単価がいくら位であれば委託契約を継続できるかと尋ねたのに対しても、話にならない位高くつくというだけで具体的な価格を示さなかった。

このため C 3 会長は、どうしても委託契約を解約したいというのであれば「やむを得ない」と述べた。

なお、その際、C 3 会長は B 2 課長に対し、「A 2 及び A 1 とは円満に話がつくのですか、組合もあるし、職場を変えるのはいやだといった場合どうするのですか」と尋ねた。これに対して B 2 課長は、「そういうことは私の専門ではありませんので帰って担当の者に話します」と述べた。

- (5) 10月16日、O.L.Bクラブは会社に対し、A2及びA1と円満に話しがつくと考え、やむを得ず委託契約の解約を了承したにもかかわらず、円満解決とは違った様子が出てきている、紛争の中で委託契約を解約することはO.L.Bクラブの意向ではないとの旨の文書をB2課長に手渡し、善処方を申入れた。

6 A2及びA1に対する配置転換について

- (1) 10月11日午後2時ごろ、B2課長及び第6事業部調理課長B3は、金庫の食堂を訪れ、A2及びA1に対し、「O.L.Bクラブが委託契約を解約した」、「同月20日限りで委託契約は終了する」と述べ、同人らに対し、「同月22日午前9時に第6事業所に出勤せよ」と命じた。

これに対しA2は、「こうした問題については、労働組合があるのだから当然支部長等を含め、会社及びO.L.Bクラブの三者で話合った上で決めるべきではないか」などと述べて抗議するとともに、委託契約を解約された理由について尋ねたが、B2課長らは、「一方的に断われた」と述べただけで理由を明らかにせず、同人らはその場を去った。

- (2) 同月20日、B2課長は金庫の食堂を訪れ、A2及びA1に対し、それぞれ同月22日からA2については尼崎鉄工団地事業所勤務を、またA1については東洋製缶大阪事業所勤務を命じる旨の配置転換辞令を交付しようとしたが、同人らが「こんなものいらん」と述べ受領を拒否したため、B2課長は辞令書をその場に置いて帰った。

7 委託契約解約後の経過について

- (1) 10月15日、組合は会社に対し、委託契約の解約並びにA2及びA1に対する配置転換は、組合の組織破壊を目的とした不当労働行為であるから解約を撤回するよう求めるとともにそれについて返答を求めた。

しかし会社は、組合の上記要求については回答する必要がある旨返答した。

- (2) 10月18日、組合は会社に対し、委託契約の解約等について話合うため同月20日午後6時から団体交渉を行うよう申入れた。これに対して会社は、「同月20日は都合が悪い、後日追って日時及び場所を連絡する」と返答したが、以後会社は団体交渉に

ついて何の連絡もしなかった。

- (3) 10月22日、組合は会社に対し、①金庫事業所の再開、②A2及びA1に対する配置転換命令の撤回を要求するとともに同人らが無期限ストライキに入らせた。
- (4) 11月12日、O.L.Bクラブは、A2及びA1を、同人らがストライキを行っている間アルバイトとして金庫の食堂において給食業務に従事させた。
- (5) 12月20日、C3会長は会社に対し、「会社は組合と団体交渉を開かず、問題解決のため誠意をもって努力しているように思えない」、「一刻も早く解決してもらいたい」、「解決するためにはO.L.Bクラブと委託契約について話合う必要があると思われるのでお会いしたい」と文書で申入れた。
- (6) 49年12月20日、会社の取締役総務部長B4、営業課長B5と、C3会長の後任となったO.L.Bクラブ会長C4らが会い、O.L.Bクラブ側は早急に食堂を再開してもらいたい旨申入れたが、会社は採算がとれないことを理由に応じなかった。
- (7) 50年5月8日、A2は、会社を退職した。このため7月3日、組合は、本件申立てのうちA2に対する配置転換命令の撤回を求める部分を取下げた。

第2 判断

1 委託契約の解約について

- (1) 会社は、本件委託契約の解約は、①食数保証が維持されないこと、②金庫事業所周辺の会社事業所が皆無となり、原材料等の運搬に要する経費が割高になることに基づき採算がとれなくなるため、O.L.Bクラブと合意の上なされたもので不当労働行為ではないと主張する。

よって、以下判断する。

- (2) 48年9月19日ごろ、食数保証について、会社はO.L.Bクラブに対し利用者が減少しても月間2,500食を保証するよう求め、O.L.Bクラブがこれに応じなかったことは前記認定事実5の(1)のとおりである。

しかしながら、6月18日の委託契約の改訂の際、9月ごろには金庫天王寺支店開設に伴う配置換えが予定されており、このため利用者の減少に基づいて、会社とO.L.

Bクラブとの間で食数保証を再検討する旨約束されていたことは、前記認定事実4の(3)のとおりであり、しかして、前記認定事実4の(1)のとおり、委託契約締結時からの一食当り単価の値上げが、約1年弱の単位をもってなされてきたことにかんがみ、約4カ月の短時日の経過があったに過ぎないその間において利用者の減少にかかわらず、従前の食数保証を維持しなければ採算がとれなくなるとの会社の疎明は不十分といわざるを得ない。

また、前記認定事実5の(2)のとおり、金庫周辺の会社事業所が皆無となったという会社主張は事実と反する。

これについて、会社側申請証人B5は、事業部ごとに独立採算制をとり、あたかも事業部ごとに別人格を有しその間のやりくり調整が全くできないため、同一事業部に所属する事業所が皆無となることは、会社事業所が皆無となったと同一状態となることを意味するが如く供述するが、独立採算制の点はともかく、同一企業の内部においてわずかの原材料の運搬についても事業部間で調整ができないとの証言は、あいまいな点が多く直ちに信用できない。

これらのことから考えて、会社の委託契約の解約理由である不採算事由②は措信できない。

以上のことから、会社の主張は採用できない。

かえって、前記認定事実2のとおり、会社は、組合に対し一連の不当労働行為を行っていること、前記認定事実5の(2)及び(4)のとおり、O.L.Bクラブ側が委託契約継続のため具体的な話し合いをしようとしたにもかかわらず、具体的な価格を提示しないばかりか話し合いに応じようとしていないこと並びに前記認定事実6の(1)のとおり、A2及びA1に対し委託契約解除の理由を何ら明らかにしようとしていないことからみて、会社は、本件委託契約の解約により、当時支部長及び副支部長が勤務し支部の拠点となっていた金庫事業所を閉鎖し、支部の組合活動を抑止しようとしたものと判断せざるを得ず、会社のこの行為は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

2 A 1 に対する配置転換について

- (1) 会社は、本件配置転換は、①会社の純然たる人事管理の一環としてなされたこと、
②不利益性がないことを理由に不当労働行為ではないと主張する。

なお会社は、上記理由のほか、③A 1 は、現に金庫の食堂において就労していることを理由に被救済利益がないと主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否について

ア 本件配置転換は、前記認定事実 6 及び判断 1 に徴して、会社が委託契約の解約という手段により、自らの不当労働行為意思を貫徹するためになしたことは明らかであり、会社の主張①は採用できない。

イ 本件配置転換の不利益性についてみると、①当時支部の拠点であった金庫事業所から支部長及び副支部長という支部の中核的地位にあった A 2 及び A 1 の両名を、それぞれ別個の事業所へ勤務させるというものであること、②前記認定事実 1 の(2)から推測して、A 1 の配置転換先である東洋製缶大阪事業所には、組合員は存在しないと考えられること、並びに③審問の全過程に徴して、同事業所が将来組合の拠点となる可能性は考えられないことなどから、本件配置転換の結果、組合及び同人の組合活動に不利益が生じることは明らかなである。したがって、会社の主張②は採用できない。

ウ 前記認定事実 7 の(4)のとおり、A 1 が金庫の食堂において就業していることは、会社の主張するとおりである。しかしながら、O. L. B クラブが同人らを無期限ストライキの間、臨時にアルバイトとして給食業務に従事させているに過ぎないのであるから、被救済利益が存することは明かであり、会社の主張③は採用しえない。

エ 以上のことから、会社のなした本件配置転換は、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

3 救済方法について

- (1) 会社は、本件委託契約の解約が仮に不当労働行為であるとしても、その救済方法と

して金庫事業所の再開を命じることは、①会社が解散した場合に、企業再開を命じることが会社の営業の自由を侵害するのと同様に、本件の場合も会社の営業の自由を侵害すること、②第三者であるO. L. Bクラブの意思を強制することとなるからそのような救済命令を発することは、労働委員会の権限を逸脱すると主張する。

- (2) しかしながら、営業の自由といえども何ら制約を加えることのできないものではなく、不当労働行為等との関係で一定の制約を受けることは免れない。

ところで、会社が不当労働行為意思に基づき解散した事業所を全面的に閉鎖してしまった場合は、取引関係の復活やそれに伴う信用の回復等が容易になしうる条件が存在していなければ、企業再開命令は現実的効果を期待することは困難といわざるを得ず、かかる命令を罰則付きで強制できないという意味で企業の再開が経営者の意思に委ねられているということ是可以する。

しかしながら、本件の場合、金庫事業所は前記認定事実3の(1)及び(2)から考えて、従業員2名が派遣されるに過ぎず、しかも、その運営に要する施設、什器、備品等の付属品はすべて無償で会社に貸与されるというものであり、また、前記認定事実1の(3)のとおり、食堂の利用者も一定しているのであるから、その再開のため上記のような支障が存するとは認められない。

したがって、会社の前記主張①は採用できない。

- (3) また、前記認定事実7の(4)、(5)及び(6)のとおり、O. L. Bクラブは、少なくとも本件審問終結当時、会社との委託契約の再締結を希望しており、同契約解約後、O. L. BクラブはA2及びA1の両名をアルバイトとして給食業務に従事させてきたことから考えて、委託契約を再締結する必要性を認めていると考えられる。

したがって、会社が相当の条件で委託契約の締結を申込めば、O. L. Bクラブが申込みを拒絶するということは考えられず、O. L. Bクラブの意思を強制することなく金庫事業所を再開することは可能である。

もっとも、会社の誠実な委託契約締結の申込みにかかわらず、O. L. Bクラブが何らかの予期せざる理由に基づいてこれを拒絶した場合は、金庫事業所の再開は不能と

なるが、この場合は別途の救済を考慮すれば足りる。

よって、会社の主張②は採用できない。

- (4) 以上述べたところにより、O. L. Bクラブとの委託契約の締結を条件として金庫事業所の再開を命じるのが妥当であり、同事業所の再開が不能の場合には、本件救済としてA 1 が希望する事業所の原職相当職へ配置転換することが適当と思われ、かつ、組合及びA 1 ともこの救済を拒否するものでないと推認できるので主文 1 及び 2 のとおり命令する。

以上の事実認定及び判断に基づき当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 51 年 4 月 9 日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎